

全社共だより

一般財団法人 全国社会保険共済会（全社共）

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町3-3-5 ☎03-3253-6500

<https://www.zenshakyo.org/>

こんにちは、全社共です。

年金住宅融資をご利用いただいている皆様に、様々な情報をお伝えする「全社共だより」をお届けします。ご一読いただければ幸いです。

— お忘れなく —

転勤・転職・長期出張、療養・介護等により、一時的に、取得した住宅から転居せざるを得なくなった場合は、「変更届」をご提出いただく必要があります。（転居先からもとに戻った場合にも必要です。）

また、氏名が変更となった、勤務先が変わった、住居表示が変更となった、自宅や勤務先の電話番号が変更となった場合にも「変更届」の提出をお願いします。

「変更届」は当会ホームページからダウンロード、もしくは当会債権管理部あてお電話（☎03-3253-6966）いただければ、ご送付いたします。



リフォーム一口メモ ～我が家の安全チェック外回り編～

☆ 瓦、コロニアル屋根の割れは？

瓦、コロニアルの屋根の多くの場合は、その下に敷いてある防水シートで雨漏りを防いでいます。屋根全体を見ることは少ないかもしれませんが、外壁の吹きつけなどの際に見てもらおうとよいでしょう。コロニアルの場合は10年以上たつと、コケが生えたり表面の塗装が劣化したりするので、高圧洗浄して塗り替えが必要です。金属板の場合も錆が見えてきたら塗装しましょう。

★ モルタル外壁の亀裂

亀裂はクラックともいいます。屋根の場合と同様に、その下には防水シートが敷かれていますので、すぐには雨が浸透してきませんが、木材の乾燥などにより外壁が歪んで雨漏りすることがあります。防水シートも一緒に引っ張られて切れることもあります。その場合はシーリング材（コーキング材ともいう）で充填します。シーリング材には塗装できるものもありますので、外部用の塗料で塗ることも可能です。

新型コロナウイルス感染症の影響により ご返済が困難になっているお客様へ



新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、ご返済でお困りのお客様に安心して今後のご返済を継続いただくための返済特例制度をご紹介します。

〈対象となる方は、次の1～4すべてに該当する方です。〉

- 勤務先の倒産・業績不振等による離職・転職・減収等、又は障害、疾病等により返済が困難になられた方
- 収入基準(1)～(3)のいずれかに該当する方
 - 前年(または当年)の年収が年間総返済額(注1)の4倍以下の方
 - 年収の1/12が、世帯人数×64,000円以下の方
 - 返済負担率(注2)が、前年の年収に応じて下表の率を超え、かつ収入減少率(注3)が20%以上の方

年 収	300万円未満	300万円以上 400万円未満	400万円以上 700万円未満	700万円以上
返済負担率	30%	35%	40%	45%

(注1) 年間総返済額 = 当会の返済額(元金・利息のみ) + 住宅金融支援機構の返済額 + 銀行の住宅ローン等の返済額

(注2) 返済負担率 = 住宅ローンの年間返済額 ÷ 前年の年収 × 100

※住宅ローンの年間返済額 = 当会の返済額(元金・利息のみ) + 住宅金融支援機構 + 銀行の住宅ローン等合計

(注3) 収入減少率 = (前々年の収入額 - 前年の収入額) ÷ 前々年の収入額 × 100

- 返済特例制度を利用することにより、今後の返済が継続できる方
- 原則、延滞のない方

※延滞分のお支払いが困難な場合、ご相談に応じます。

また、ご返済状況により適用基準に該当している場合でもお断りさせていただく場合があります。

返済期間の延長 最長15年(1年単位)が可能です。

※最終返済時の年齢に制限があります。

さらに、左記に加えて現在失業中である方、または収入減少割合(注3)が20%以上の方

元金返済の据置 最長3年(1年単位)が可能です。



毎月の返済額は減少しますが、総返済額は増加します。

返済特例の申請が承認されるまで概ね3か月程度かかります。

審査の結果、お客様のご希望に添えない場合もあります。

手数料無料

詳しくは、当会ホームページをご参照ください !!

年金のトピック その1 ～在職老齢年金制度の見直し～

令和4年3月以前の65歳未満の方の在職老齢年金制度は、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「**28万円**」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止されていました。この在職老齢年金制度が見直され、令和4年4月以降は65歳以上の方と同じように、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「**47万円**」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、「**47万円**」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止される計算方法に緩和されました。

シニアライフセミナー『住まいと暮らしのリフォーム & 知っておきたい年金のはなし』を開催しました！

去る 10 月 22 日（土）、11 月 19 日（土）東京で、10 月 29 日（土）大阪で、シニアライフセミナー『住まいと暮らしのリフォーム & 知っておきたい年金のはなし』を開催しました。

年金については、社会保険労務士の方から「年金制度の基礎知識」をわかりやすくご説明いただき、リフォームについては、一級建築士・福祉住環境コーディネーターの方から「50 代、60 代から考える住み続けるためのリフォームとは」と題して、セカンドライフを楽しむための「終の棲家」を視野に入れたリフォームのステップを踏んだプランニング等についてお話をいただき、多くの参加者の方から「今後の生活に大変参考になった」など評価をいただきました。

全社共では今年も、これから年金を受給される皆様に充実した生きがいのある生活をお送りいただくための一助となるよう、シニアライフセミナーを開催します。ご参加お待ちしております。

参加者アンケートから

- ・年金のしくみの部分が理解できて良かった。
- ・年金の受給時期について考えるきっかけになった。
- ・少し悩んでいたことが解消しました。



「ストレスフリー」な住まいづくりへ

60代からの マンションリフォーム



参加者アンケートから

- ・夫婦 2 人のセカンドライフを話し合っ、リフォームに活用したいと思いました。
- ・リフォームの進め方、段階的なイメージが大切なことが理解できました。
- ・介護が必要になってからのことを考えていましたが、そこまでの移行期の間のリフォームについての視点を教えて頂けて良かったです。
- ・将来設計の一助になりました。



年金のトピック その2 ～繰下げ受給の上限年齢引上げ～

老齢年金を 66 歳以後に受給開始（繰下げ受給）する場合、年金額は 65 歳から繰り下げた月数によって増額（1 月あたり 0.7%増額）します。令和 4 年 4 月から繰下げの上限年齢が 70 歳から 75 歳に引き上げられ、年金の受給開始時期を 75 歳まで自由に選択できるようになりました。

※対象となる方は令和 4 年 3 月 31 日時点で、次の①②のいずれかに該当する方です。

- ① 70 歳未満の方（昭和 27 年 4 月 2 日以降生まれの方）
- ② 老齢年金の受給権を取得した日から起算して 5 年を経過していない方（受給権発生日が平成 29 年 4 月 1 日以降の方）

シニアライフセミナー

～年金個別相談＆健康セミナー開催～

ぜひご夫婦でいかがでしょう～

箱根温泉でゆったり1泊2日！！

日 程

2023年3月2日(木)～3日(金)

開催地

箱根 小涌谷温泉
金型はこね荘

(日本金型工業健康保険組合 直営保養所)

〒250-0406 神奈川県足柄下郡箱根町小涌谷450-24 ☎0460-87-6222

箱根登山鉄道 小涌谷駅下車 徒歩7分



参加費

1名 7,500円 (消費税込) ※別途 入湯税150円

お食事: 朝1回、夕1回

※参加費は当会へ事前の振込になります



お食事例

日 程

- 1日目 13:00～13:50
健康づくりセミナー
14:00～18:00
年金セミナー・年金個別相談
- 2日目 9:00～11:00
年金個別相談

※年金個別相談を希望される方は、「個別相談希望」の旨お申し出下さい。
なお、個人の年金記録が必要となるため、社会保険労務士宛の委任状を提出していただくこととなりますのでご了承下さい。

申込
方法

※ホームページ <https://www.zenshakyo.org> から
「シニアライフセミナー」をクリック

申込締切日 2023年2月16日(木)

※お申込多数の場合は抽選になります。

締切日を過ぎても空きがある場合がありますのでお問合せ下さい。



お申込・問合せ先(旅行企画・実施) 東京都知事登録旅行業第2-8263号

全社共ライフ

検索

一般財団法人全国社会保険共済会(全社共)

☎ 03-3253-6500

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町3-3-5 FAX 03-3253-2035

